

大阪市従業員労働組合区役所支部と勤務労働条件に関する交渉結果について

実施日時：平成 25 年 3 月 28 日（木）18：30～18：50

場所：西区役所会議室

区側：西区役所総務課長

西区役所市民協働課地域活動支援担当課長代理

西区役所総務課担当係長

組合側：区役所支部支部長

区役所支部副支部長

区役所支部書記長

議事内容

（区）

それでは「市民協働課地域安全対策担当職員（技能労務職員）の勤務時間の変更について」についてご提案する。

近年、西区はマンションの建設ラッシュと交通の便が良い、公園などが多いなど住環境が恵まれている等の理由から、子育て層の転入が増加しており、小学校へ通う子どもたちの数も急増している。その中で、不審者による子どもへの声かけ事案や通学路上での放置自転車が原因による子どもと自動車の接触事故などが起こっており、子どもたちの安全確保の取組みが僅々の課題となっている。

その中で、西区では西区将来ビジョンにおいて、「安全で快適な居住環境づくり」を重点施策として位置付け、放置自転車対策や防犯対策などの取組みを進めることとしており、市民協働課では、青色防犯パトロールによる朝と下校時、放課後の巡視を行うなど子どもの安全確保ための見守り巡視活動を行っている。

しかし、通常勤務時間内における朝の巡視では、登校時間帯（8時～8時30分）の巡視ができていないことから、地域、学校、PTAから登校時においても実施してほしいとの要望が上がっている。西区では「安全で快適な居住環境づくり」を重点施策として謳っており、登校時の子どもの安全確保は非常に重要であることから、登校時における巡視体制を確保するため担当職員の勤務時間の変更を行うこととしたい。

勤務時間変更の理由についてであるが、地域・学校・PTA等から登校時間帯（8時～8時30分）における大阪市職員の青色防犯パトロール車による巡視の要望がある。また早朝の登校時間帯を巡視することで、時間外勤務が増加するため。3つ目として職員の長時間勤務による健康上の問題発生を避ける必要があるため。4つ目として、職員の超過勤務手当の増加の抑制を図るためである。

組織体制については、市民協働課の地域安全対策担当の技能労務職員 10 名、再任用職員含んで 2 名一組となり週 2 回の割合で青色防犯パトロール車による巡視を行う。

なお、当該日の下校時の巡視については、分担を見直すことにより巡視全体の業務に支障はきたさないと考えている。

具体の業務内容については、別紙の地図をご覧ください。西区内を、木津川を挟み西側の本田小学校、九条東小学校、九条北小学校、九条南小学校と東側の日吉小学校、堀江小学校、明治小学校、西船場小学校の校下を 2 つの地域に分けてルート設定し、1 時間 10 分程度かけて見守り巡視を行う。

次に別紙 3 をご覧ください。A B C について職員であり、1 コースにつき週 1 回、2 人一組となって実施する。第 1 週目であれば火曜日若しくは金曜日に各コースに 1 回実施する。次の週は月・木と実施し、水曜日は行わない。後は順番にローテーションを組んで実施する。

西区で事前に調査した通学路の危険ポイント、たとえば自動車交通量の多い箇所、信号のない交差点、放置自転車の多い箇所などを重点的に見回り、交通安全の内容を青色防犯パトロール車から放送する。別紙 4 のスケジュールをご覧ください。春休み、夏休みなどの学校休校時は実施しないこととする。

勤務時間変更に伴う特別勤務体制の導入については、対象職員は市民協働課地域安全対策業務職員の技能労務職、10 名である。

対象業務と勤務の分担は、青色防犯パトロール業務とし、2 名で毎週 2 回、年間約 80 回を予定している。担当者間でローテーションを組むことにより、特定の職員に偏らないように実施する。

勤務時間の変更としては、現行勤務時間が 9 時～17 時 30 分、休憩時間 12 時 15 分～13 時であるが、変更勤務時間を 7 時 30 分～16 時、休憩時間 12 時～12 時 45 分とする。また、再任用職員は 7 時 30 分～15 時 45 分、休憩時間 12 時～12 時 45 分である。

緊急時の対応については、当日勤務者が当日急遽勤務できなくなった場合は、当該人が部門監理主任へ連絡し、部門監理主任が「代役を人選し連絡する」、若しくは「早朝巡視を中止しペアの一人へ連絡する」を判断する。

早朝巡視中において事故が発生した場合については、早朝巡視職員は、速やかに部門監理主任に連絡するなど課内緊急連絡網により報告し、事故対応を行うこととする。

実施開始日については、平成 25 年 4 月 1 日（月）とし、春休み期間中であることと、他の行事を行うため、実際は 15 日（月）から開始することとする。協議が整い次第この体制で実施したい。

巡視開始後は、地域の声を聞きながらコースの変更、巡視回数の変更を検討することとし、当面のスケジュールは別紙 4 のとおりである。

西区としては安全安心のまちづくりは非常に重要な業務であることから、ご理解いただき協議をお願いします。

(支部)

ただいま、総務課長より提案を受けたが、実際のところ他の区で、勤務体制を変えて区の状態に応じ19時ぐらいまでするなど、区に適した安全対策や防犯を行うのは組合的にも当たり前のことだと考えている。最近もいろいろな区からいろいろな提案を受けているが、西区においても地域の声を取り上げて実施していきたいというのは十分理解できる。ローテーションを見ても週2回の対応で無理がないと考える。

ただ1点、緊急時の対応について、部門監理主任が中心にいろいろな連絡を行うとなっているが、これについて係長などを含む複数で対応した方がよいのではないか。部門管理主任がいつでも緊急な対応ができるとは限らない。また、急に朝ひとりがだめになった場合、もう一人がすでに家を出てしまっている場合は、青色防犯パトロール車ではなく自転車で登校時の見守りを行うなど、一人でもできる体制で柔軟な対応とした方がよいと考える。

この提案については、無理のないルートであり、ローテーションであると理解できる。

あと、午後半休の時は何時になるのか？提案文書に追記してほしい。

(区)

緊急時の連絡体制については、確実に実施することが重要であることから、係長若しくは他の現業管理体制で遺漏のない体制で実施していきたい。また、すでにひとりが家を出ている場合についても、業務を実施できるよう対応を行っていきたい。午後半休についても提案に追記する。

(支部)

いくつかお願いしたい点はあるが、具体的な内容についての協議は了承である。今後も業務実施にあたりお互いに協力していくことをお願いして、本日の交渉を終えることとする。